

ミーティング・インセンティブツアー開催支援 支援金支払要綱

(目 的)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という)は、沖縄県内におけるミーティング・インセンティブツアーの開催を促進するため、沖縄県内のユニークベニューにて開催した催事案件に対し、予算の範囲内で支援金を支払うものとし、その支払いに関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱で対象とする「ミーティング」とは、企業等が開催する会議・大会・研修・セミナー等を指す。

2 この要綱で対象とする「インセンティブツアー」とは、企業等が主催する報奨・研修・社員慰労・招待旅行等、及びそれに準ずる旅行を指す。また、行程に社内イベント(講演会、表彰式、貸切パーティー、社内会議、各種セミナー、研修、チームビルディング等)の要素を含むものとする。

3「参加者」とは、オンライン参加者、外部委託による運営事務局、ツアー添乗員等を含まないものとする。

4 この要綱で対象とする「ユニークベニュー」とは、WEB サイト「おきなわ MICE ナビ」内ユニークベニューに掲載されている施設、または以下に該当する施設・会場のことを指す

- (1) 歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場、またはそれに準ずる施設・会場で、沖縄県との協議によりユニークベニューと認めるもの
- (2) ただし前項にかかわらず、以下に該当するものは除く
 - ア. ホテル内の宴会場・バンケット施設、BBQ 会場併設のビーチなど、会議場、セミナー又はレセプションでの利用を目的としている、もしくは前提としている施設・会場
 - イ. 施設所有者または管理者から正式な許可を得ずに実施するもの

(支援金支払いの対象)

第3条 支払いの対象となる者(以下「支払対象事業者」という)は、沖縄県外及び海外の参加者を含むミーティング・インセンティブツアーの主催者又は主催者から委託を受けた者とする。

2 支払い対象となるミーティング・インセンティブツアーは、ユニークベニューの活用が行程に含まれ、かつ次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 沖縄県外(海外含む)からの参加者 100 名以上
 - (2) 海外からの参加者 40 名以上
 - (3) 欧米からの参加者 20 名以上(欧米の分類は外務省 HP に準ずる)
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。ただし、沖縄県との協議により特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- (1) 当事業において既に申請を行い、支援金支払いが決定しているもの
 - (2) 主催者が国・地方公共団体及びそれに準ずる団体であること
 - (3) 国・地方公共団体、及びそれに準ずる団体が実施する、当事業以外の支援金事業にすでに申請を行い、支援金支払決定通知を受けているもの
 - (4) 開催内容が政治目的又は宗教目的であるもの
 - (5) 営利を目的としたもの
 - (6) 募集型企画旅行

- (7) 文化・スポーツ・競技・イベント
 - (8) クルーズ船で沖縄に寄港する催事
 - (9) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)
 - (11) 暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体
 - (12) その他、支援金を支払うことが不適切と判断されるもの
- 4 当事業の申請について、申請フォームの入力及び書類の提出を日本語で行うことができること。ただし、固有名詞等はその限りではない。
- 5 ミーティング・インセンティブツアーおもてなし支援との併用は可能とする。
- 6 支援金は支払対象事業者が指定する金融機関口座に日本円で振り込みができること。
- 7 当事業の申請について、申請フォームの入力および書類の提出を日本語で行うことができること。ただし、固有名詞などはその限りではない。
- 8 支払い対象期間は、令和7年度の12月1日より同年度2月15日までの期間とする。

(支援金の支払い額)

第4条 支援金の支払いは予算の範囲内とし、申請受付順とする。

- 2 支払い額については、参加者1名あたり5,000円とし、上限は50万円とする。
- 3 複数の日程に分けて実施する同一の催事については、実施回数及び実施日に関わらずその全体を以て一催事とする。

(支援金支払い申請)

第5条 支援金支払い申請の受付について、令和7年10月20日受付開始とする。支払い対象事業者は、実施予定日より起算して原則30日前(土日祝日含む)までに、指定のフォームより申請を行うこと。その際、次に掲げる書類を添付しなければならない。なお、下記(1)～(2)は案、(3)は時点情報のものでも構わない

- (1) 開催概要(趣旨、実施内容、ユニークベニューの利用が明記されたもの)
 - (2) 行程表
 - (3) 参加者名簿(参加者の氏名と、海外参加者は出発地または所在地の国名、県外参加者は出発地または所在地の都道府県名の2点の記載が必須)
 - (4) 施設所有者もしくは管理者が作成した見積書、または利用許諾書など、それに代わるもの
- 2 申請総額が予算額を超過する場合には、支払い対象期間内であっても受付を停止し、その取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 原則として、申請総額が予算額に達する日を受付停止日とする。その日までに申請書類等の不備なく、指定のフォームからの申請が完了しているものを有効な申請とする。書類不足、その他不備が生じている申請については一切受け付けない
 - (2) 申請総額が予算額に達する前におきなわ MICE ナビにてその旨を通知する
(おきなわ MICE ナビ <https://mice.okinawastory.jp/>)
 - (3) 受付停止日及び予算に関する問い合わせは一切取り扱わない

(支援金支払い予定額の決定)

第6条 OCVB 会長は、支払い申請を受けたときは、前条により提出された申請書等を審査

ミーティング・インセンティブツアー開催支援
支援金支払要綱

し、申請内容が適当であると認めたときは、支援金支払予定通知書(様式第2号)により支払い対象事業者にその旨を通知するものとする。

2 前項に定める支援金支払予定通知書は当事業の支払い予定を示すものであり、支払い額は実績報告書に基づいて決定する。

(支援金支払い申請の取り下げ)

第7条 支援金の支払い予定の通知を受けた者(以下「支払予定事業者」という。)は、支援金の申請の取下げをする場合は、取り下げ届出書(様式第3号)を速やかに OCVB 会長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第8条 支援予定事業者は、支援対象となるミーティング・インセンティブツアー開催に係る事業において、申請の内容に変更がある場合は、速やかに申請内容変更届出書(様式第4号)を OCVB 会長に提出しなければならない。ただし、開催期間に変更が生じる場合、第3条8項に定める支援対象期間を超えての支援は行わない。

(実地検査)

第9条 OCVB は必要に応じて、支払予定事業者に対し申請された実施日に実地検査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 支払予定事業者は、催事終了後、指定のフォームより実績報告(様式第5号)を行うこと。その際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ユニークベニューの利用を確認できる領収書等
- (2) 最終開催概要(趣旨、実施内容、ユニークベニューの利用が明記されたもの)
- (3) 最終行程表
- (4) 最終参加者名簿(参加者の氏名と、出発地または所在地の都道府県名の2点、海外参加者は出発地または所在地の国名の記載が必須)

2 支払予定事業者は、前項に定められた書類を催事終了日より起算して原則 30 日以内(土日祝日含む)又は、令和8年 2 月 20 日のいずれか早い日を提出期限とする。なお、期限までに提出されない場合、支援金は支払わない。

(アンケートの提出)

第11条 支援対象事業者は、実施終了後より起算して原則 20 日以内(土日祝日含む)に指定のフォームよりアンケートの回答を行うこと。

(支援金支払い額の決定)

第12条 OCVB 会長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、報告内容が支援金の支払い決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、支援金支払決定通知書(様式第6号)をもって支援金の支払い額を通知するものとする。

(支援金支払い決定の取消し等)

第13条 OCVB 会長は、支援金支払予定通知を受けた支援予定事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は支援金支払申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、支援の決定を取消することができる。

2 OCVB 会長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対するミーティング・インセンティブツアー開催支援
支援金支払要綱

る支援金の支払いが行われているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、OCVB 会長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延長金を徴収するものとする。

(支援金の請求、支払い)

第 14 条 第 12 条に定める支援金支払い決定通知を受けた事業者(以下「支払決定事業者」という)は、次に掲げるいずれかの書類の原本を OCVB 会長へ提出すること。

- (1) 請求書(様式第 7 号)
- (2) 海外送金における請求書(様式第 7-1 号)
- 2 提出期限は、OCVB 会長より支払い決定を通知した日から起算して原則 30 日以内(土日祝日含む)又は、令和 8 年 3 月 6 日のいずれか早い日とする。なお期限までに提出されない場合、支援金は支払わない。
- 3 海外送金にかかる受取手数料は、支払決定事業者の負担とする。

(催事情報の公開)

第 15 条 OCVB 及び沖縄県は、ミーティング・インセンティブツアー開催支援の実績として、本事業で支援金を支払ったミーティング・インセンティブツアーの概要の一部(催事名、主催団体名、開催期間、開催場所、参加者数、内訳)を公表することができる。

(書類の管理)

第 16 条 支払決定事業者は、本事業に係る関係書類(申請書類・OCVB より交付された書類)を当事業実施年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(免責事項)

第 17 条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(個人情報の管理)

第 18 条 取得した個人情報については、本事業の範囲内のみ使用する。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 25 日から施行する。